

宇治市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和5年2月17日

宇治市監査委員

池上哲朗

松岡ゆかり

松峯茂

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

総務・市民協働部及び議会事務局の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

- 個人市民税・軽自動車税減免状況（市民税課）
- 固定資産税(土地・家屋・償却資産)減免状況（資産税課）
- 所得証明等手数料収入状況（市民税課）
- 閲覧・評価証明等手数料収入状況(資産税課)
- 納税証明手数料収入状況（納税課）
- 督促手数料収入状況（納税課）
- 住民訴訟賠償金収入状況（契約課）
- 報償費支出状況（契約課）
- 委託料支出状況（契約課、市民税課、資産税課、議会事務局）
- 政務活動費支出状況（議会事務局）
- 市税過年度還付金支出状況（納税課）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、総務・市民協働部契約課、市民税課、資産税課及び納税課並びに議会事務局における事務事業のうち、主として令和4年4月1日から令和4年9月30日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和4年11月1日から30日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務

室において予備調査を実施するとともに、令和4年12月22日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおりおおむね適正であった。今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

記

1 契約課

(1) 住民訴訟賠償金収入状況について

債権回収、債権整理に向け一定取り組まれているところであるが、引き続き鋭意債権回収、債権整理に取り組まれたい。

(2) 報償費支出状況について

適正に処理されていた。

(3) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

2 市民税課

(1) 個人市民税・軽自動車税減免状況について

適正に処理されていた。

(2) 所得証明等手数料収入状況について

適正に処理されていた。

(3) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

3 資産税課

(1) 固定資産税（土地・家屋・償却資産）減免状況について

適正に処理されていた。

(2) 閲覧・評価証明等手数料収入状況について

適正に処理されていた。

(3) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

4 納税課

- (1) 納税証明手数料収入状況について
適正に処理されていた。
- (2) 督促手数料収入状況について
適正に処理されていた。
- (3) 市税過年度還付金支出状況について
適正に処理されていた。

5 議会事務局

- (1) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 政務活動費支出状況について
適正に処理されていた。